

報告事項 1

損害賠償請求控訴事件について

このことについて、別紙資料に基づき報告します。

平成31年3月22日

教 職 員 課

損害賠償請求控訴事件について

1 当事者

控訴人 県立高校の事務職員

被控訴人 愛知県

2 事件の概要

控訴人は、平成 28 年度の人事評価の結果に対して、苦情処理委員会へ苦情の申立てを行ったが、苦情処理委員会は、控訴人に対する事情聴取を行わないまま判定した。控訴人が、調停の申立てをしたところ、苦情処理委員会は、通知した審査結果を取り消し、改めて事情を陳情する場を付与した上で、再度審査を行った。

控訴人が苦情処理委員会の審査結果に不備があると指摘したときには、審査結果を取り消さず、控訴人が調停の申立てをすると審査結果の取消しを行った苦情処理委員会の対応は、違法であるとして、調停の申立て前に審査結果を取り消していれば支払う必要のなかった調停費用を求めて訴えの提起に至った。

原審では、苦情処理委員会が調停の申立てがされるまで苦情処理の結果を取り消さなかったことは、人事評価に関する苦情処理手続の運用の在り方として適切さを欠くことは否定できないが、改めて控訴人に事情聴取を実施しても人事評価を変更すべき具体的な事実の主張が期待できないことなどの事情を考慮すれば、違法であるとまでは評価できないとして、請求が棄却されていた。

3 判決の概要

(1) 主文【県敗訴】

- ・被控訴人は、控訴人に対し、4,000 円を支払え。
- ・控訴人のその余の請求を棄却する。

(2) 理由要旨

苦情処理委員会が、事情聴取を行わずに判定し、調停の申立てがされるまで苦情処理の結果を取り消さなかったことは、単に適切さを欠くという程度にとどまらず、適正手続の保障のもとで苦情処理をしてもらう権利を侵害する違法行為である。そして、本件調停申立ては、苦情処理の手続に違法があつたにもかかわらず、これを苦情処理委員会が是正しなかったことにより行わざるを得なかったといえ、苦情処理委員会が取消しをしなかったことと調停費用の支出との間には因果関係が認められる。